改正

平成26年3月27日規程第6号 平成27年3月31日規程第5号 平成30年3月30日規程第3号

狛江市工事成績評定規程

(目的)

- 第1条 この規程は、狛江市工事施工規程(平成25年規程第6号。以下「工事施工規程」という。)第24条及び狛江市検査事務規程(昭和45年規程第7号。以下「検査事務規程」という。)第33条第1項に基づき、工事施工規程第24条に規定する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)を行うために必要な事項を定め、職員が厳正かつ適切な評定を実施することにより、工事受注者の適正な選定及び指導育成を行い、公共工事の品質の確保を図ることを目的とする。(評定者)
- 第2条 評定者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 工事施工規程第2条第6号に規定する監督職員(以下「監督員」という。)
 - (2) 前号の監督員が所属する係の長,主査,又は主任(以下「主任監督員」 という。)
 - (3) 第1号の監督員が所属する課の長,主幹又は課長補佐(以下「総括監督員」という。)
 - (4) 検査事務規程第2条第2号に規定する検査員(以下「検査員」という。)

(評定の対象)

- 第3条 評定の対象は、契約金額が130万円を超える工事とする。ただし、次の 各号に掲げる工事については、この限りでない。
 - (1) 緊急工事,水路(管渠)のしゅんせつ工事で評定が難しい工事
 - (2) 一部完了した工事
 - (3) 狛江市契約事務規則(昭和39年規則第8号)第72条の2第1項各号に掲げる契約で行う工事

(評定の時期)

- 第4条 評定の時期は、次の各号の定めるところによらなければならない。
 - (1) 総括監督員,主任監督員及び監督員は,原則として検査事務規程第3条 第1号の完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。
 - (2) 検査員は、前号の評定後、速やかに評定を行う。

(評定の実施)

第5条 各評定者は、検査事務規程第28条第2項に基づき検査結果を工事成績評定表(第1号様式。以下「評定表」という。)の各評定項目について次条から

第8条までに定めるところにより評定を行う。

(主任監督員及び監督員の評定内容及び方法等)

- 第6条 主任監督員及び監督員は、評定表の評価項目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の項目について評定を行う。
- 2 前項の評定は、次の表の評定表の評価項目の欄、評定項目の欄及び細目の欄 に掲げる区分に応じ、同表の様式の欄に掲げる様式の工事成績評定項目別評定 表により行う。

評定表の評価項目	評定項目	細目	様式
基本的な技術力と成果	施工体制	施工体制全般	第2号様式
の評価		配置技術者	第2号様式の2
		対外調整	第2号様式の3
	現場管理	安全衛生管理	第2号様式の4
		工程管理	第2号様式の5
	施工管理	施工管理	第2号様式の6
		品質管理	第2号様式の7
		出来栄え	第2号様式の8
技術力の発揮	-	-	第3号様式
創意工夫と熱意	_	-	第4号様式
社会的貢献	-	-	第5号様式

3 主任監督員及び監督員は、前項で行った評定の結果を評定表に集計するとともに総括監督員に報告する。

(総括監督員の評定内容及び方法等)

- 第7条 総括監督員は、前条により主任監督員及び監督員の行った評定の結果等を確認し、評定表の評定項目中の「法令遵守等」について、工事成績評定項目評定表(法令遵守等) (第6号様式)により評定し、その結果をもって監督員が行う評定(以下「監督員評定」という。)とする。
- 2 総括監督員は、監督員評定を記載した評定表を検査員へ引き継ぐものとする。 (検査員の評定内容及び方法等)
- 第8条 検査員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」の「施工管理」の項目について評定を行う。
- 2 前項の評定は、次の表の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表の様式の欄に掲げる様式の検査工事成績評定表(以下「検査評定表」という。)により行う。

種別	様式
土木	第7号様式
建築	第7号様式の2
機械	第7号様式の3
電気	第7号様式の4

3 前項の検査評定表の細目の項の評定は、次の表の工種の欄に掲げる区分に応じ、同表の様式の欄に掲げる様式の検査成績評定項目別評定表(以下「検査項目別評定表」という。)により行う。

	<u> </u>
工種	様式
総合土木	第8号様式
土工	第8号様式の2
コンクリート工	第8号様式の3
街築工	第8号様式の4
電線共同溝工	第8号様式の5
舗装工事	第8号様式の6
公園・植栽	第8号様式の7
PC橋	第8号様式の8
建築工事	第8号様式の9
機械工事の1	第8号様式の10
機械工事の 2	第8号様式の10の2
電気工事	第8号様式の11

- 4 検査員は、第1項の評定を行うに当たり、総括監督員に監督員評定について 説明を求めることができるものとする。
- 5 検査員は、第3項の検査項目別評定表により行った評定結果を検査評定表に 集計し、当該評定対象の工事(以下「当該工事」という。)の検査事務を主管 する課の長(以下「検査主管課長」という。)へ報告する。
- 6 第1項の評定をもって検査員が行う評定(以下「検査員評定」という。)と する。
- 7 検査員は、検査員評定を記載した評定表を総括監督員へ引き継ぐものとする。 (評定結果の取りまとめ)
- 第9条 総括監督員は、主任監督員及び監督員の評定点、総括監督員の評定点及 び検査員の評定点を集計し、評定表に評定結果を記録する。

(評定結果の報告)

- 第10条 総括監督員は、評定結果を当該工事を主管する課の課長(以下「工事主管課長」という。)に報告する。
- 2 工事主管課長は、前項の評定結果について、工事成績評定報告書(第9号様式。以下「報告書」という。)により当該工事を主管する部の部長、契約主管部長、契約主管課長に報告する。
- 3 検査主管課長は、報告書を年度ごとにとりまとめ、市長に報告する。 (評定結果の通知)
- 第11条 市長は,工事成績評定結果通知書(第10号様式)に項目別評点表(第10号様式の2)を添付し,速やかに当該工事の受注者(以下「受注者」という。)に評定の結果を通知する。

(評定の説明請求)

- 第12条 受注者は、前条の通知を受領した日から起算して14日以内に市長に対して工事成績評定説明請求書(第11号様式)により評定の内容に関する説明請求をすることができる。
- 2 市長は、前項の説明請求があったときは、工事主管課長等に確認のうえ、工 事成績評定説明書(第12号様式)により回答する。

(評定の苦情申立て)

第13条 受注者は、前条第2項の説明にかかわらず、当該評定の内容に不服があるときは、前条第2項の通知を受領した日から起算して10日以内に工事成績評定苦情申立書(第13号様式)により市長に対して苦情申立てをすることができる。

(狛江市工事成績評定苦情審査委員会への付議)

第14条 市長は、前条の規定による苦情申立てがあったときは、狛江市工事成績 評定苦情審査委員会(以下「委員会」という。)へ付議し、その意見を聴かな ければならない。

(苦情申立者への回答)

第15条 市長は、前条の委員会の意見を十分検討し、工事成績評定苦情申立回答書(第14号様式)により速やかに回答するものとする。

(再度の苦情申立ての禁止)

第16条 受注者は、前条の回答に不服がある場合においても、再度の苦情申立て をすることはできない。

(評定の修正)

- 第17条 市長は,第13条による苦情申立てに係る審査結果又は次の各号のいずれ かの事由により評定を修正する必要があると認めたときは,当該評定を修正す ることができる。
 - (1) 第11条に規定する評定結果の通知後,受注者に重大な法令違反等が判明 した場合
 - (2) 第11条に規定する評定結果の通知後,工事目的物に受注者の故意又は重大な過失による隠れた瑕疵が判明した場合
 - (3) 評定の錯誤等により、評定の修正が必要であると認められる場合
- 2 前項の規定により評定を修正することができる期間は、当該請負工事の契約 書における瑕疵担保責任の期間内とする。
- 3 第1項各号のいずれかの事由により評定を修正する場合は、委員会に付議し、 その意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の規定により評定を修正する場合は,第9条から第11条までの規定を 準用する。この場合において,第11条中「工事成績評定結果通知書(第10号様 式)」とあるのは,「工事成績評定結果通知書(修正)(第15号様式)」と読 み替える。

(工事成績評定結果の活用)

第18条 市長は、別に定める基準に基づき工事成績評定結果を活用するものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日以後に完了又は契約を締結する請負工事に適 用する。

付 則(平成26年3月27日規程第6号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規程第5号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月30日規程第3号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の狛江市工事成績評定規程の規定は、この規程の施工後に完了する契約について適用する。
- 第1号様式から第15号様式まで(省略)